

南斎場 台風接近時の火葬業務及び受付業務について

台風の影響により、暴風警報が発令され路線バスが運休する場合、当斎場は休場します。火葬業務・火葬予約受付業務は行いません。

【火葬業務】

暴風警報が解除され、路線バスが運行された後、火葬炉設備の点検を行い、開始いたします。

【火葬予約受付業務】

暴風警報が解除され、路線バスが運行された後、以下のとおり業務を開始いたします。

亡くなられた方の住所地が、

・関係市町（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町）及び南部広域圏内離島（久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村）の方は、暴風警報解除・路線バス運行された2時間後から、受付業務を開始いたします。

・上記以外の市町村の方は、暴風警報解除・路線バス運行された2時間半後から、受付業務を開始いたします。

ただし午後3時以降に、暴風警報の解除・路線バスが運行された場合、その日の受付業務は行いません。

ご協力を、よろしくお願いいたします。